二級建築士免許の取消しについて

令和5年度				
取消年月日	氏名	建築士の別	登録番号	免許の取消しの理由
令和6年2月15日	若松 希旭	二級建築士	第 37848 号	建築士法第9条第1項第2号に該当
				(本人の届出による)
令和6年2月15日	日野 隆典	二級建築士	第 18881 号	建築士法第9条第1項第1号に該当
				(本人の申請による)
令和6年2月15日	鈴木 真矢子	二級建築士	第 34662 号	建築士法第9条第1項第1号に該当
				(本人の申請による)
令和5年11月15日	只野 延明	二級建築士	第 38361 号	建築士法第9条第1項第1号に該当
				(本人の申請による)
令和5年11月15日	大久保 利光	二級建築士	第 19201 号	建築士法第9条第1項第2号に該当
				(死亡による)
令和5年8月8日	昌村 育恵	二級建築士	第 34722 号	建築士法第9条第1項第1号に該当
				(本人の申請による)

令和 4 年度				
取消年月日	氏名	建築士の別	登録番号	免許の取消しの理由
令和5年3月30日	西口隆也	二級建築士	第 34961 号	建築士法第9条第1項第3号に該当
令和5年2月27日	近藤 裕次	二級建築士	第 22423 号	建築士法第9条第1項第2号に該当 (死亡による)
令和4年12月7日	近藤 光明	二級建築士	第 7143 号	建築士法第9条第1項第2号に該当 (死亡による)
令和 4 年 10 月 13 日	寺田 俊博	二級建築士	第 6623 号	建築士法第9条第1項第2号に該当 (死亡による)
令和4年9月9日	安藤陽子	二級建築士	第 25374 号	建築士法第9条第1項第2号に該当 (死亡による)
令和4年8月4日	近藤 邦博	二級建築士	第 11015 号	建築士法第9条第1項第2号に該当 (死亡による)
令和4年7月8日	梶田 逸機	二級建築士	第 7744 号	建築士法第9条第1項第2号に該当 (死亡による)
令和4年5月9日	小栗 正喜	二級建築士	第 13572 号	建築士法第9条第1項第2号に該当 (死亡による)

令和3年度				
取消年月日	氏名	建築士の別	登録番号	免許の取消しの理由
令和3年11月25日	宮里 龍治	二級建築士	第 13471 号	建築士法第9条第1項第1号に該当 (本人の申請による)
令和3年9月27日	森 鉱次	二級建築士	第 21021 号	建築士法第9条第1項第2号に該当 (死亡による)
令和3年9月27日	森下 茂	二級建築士	第 19881 号	建築士法第9条第1項第2号に該当 (死亡による)
令和3年5月13日	寺部 由紀夫	二級建築士	第 16903 号	建築士法第9条第1項第1号に該当 (本人の申請による)

令和 2 年度				
取消年月日	氏名	建築士の別	登録番号	免許の取消しの理由
A.T. o.F. o. F. 11 F.	加納 正則	二級建築士	第 11609 号	建築士法第9条第1項第2号に該当
令和3年3月11日				(死亡による)
令和3年3月8日	田端 眞	二級建築士	第 6081 号	建築士法第9条第1項第2号に該当
				(死亡による)
令和3年1月12日	横井 貞二	二級建築士	第 1758 号	建築士法第9条第1項第2号に該当
				(死亡による)
令和3年1月6日	水野 鉱曻	二級建築士	第 12258 号	建築士法第9条第1項第2号に該当
				(死亡による)
令和2年11月9日	佐藤 英治	二級建築士	第 6174 号	建築士法第9条第1項第2号に該当
				(死亡による)
令和 2 年 10 月 13 日	平井 康富 二級發	一红油烧工	第 9722 号	建築士法第9条第1項第2号に該当
		二級建築士		(死亡による)

令和元年度				
取消年月日	氏名	建築士の別	登録番号	免許の取消しの理由
令和2年3月10日	岩下 定友	二級建築士	第 12679 号	建築士法第9条第1項第2号に該当
				(死亡による)
令和2年1月27日	山口 耕史	二級建築士	第 30663 号	建築士法第9条第1項第2号に該当
				(死亡による)
令和2年1月10日	平田 良雄	二級建築士	第 7366 号	建築士法第9条第1項第2号に該当
				(死亡による)
令和元年8月20日	加古井 哲美	二級建築士	第 13076 号	建築士法第9条第1項第2号に該当
				(死亡による)
令和元年 5 月 13 日	二宮 拓己	二級建築士	第 18731 号	建築士法第9条第1項第2号に該当
				(死亡による)
令和元年 5 月 13 日	中塚 喜雄 二彩	一红油筑上	第 37281 号	建築士法第9条第1項第1号に該当
		二級建築士		(本人の申請による)